

船橋市におけるごみ量の推移について

可燃ごみ排出量は、船橋市の人口は増加しているものの、次ページのグラフ1のとおり平成25年度の可燃ごみの発生量は16万7203トン、10年前の平成15年度は18万9749トンであり、2万2546トンの減量となっています。

ごみ排出量が減少傾向を示しているのは、地球温暖化をはじめとする環境問題に対する関心の高まりや、各種リサイクル法の施行によるごみの減量、資源化に対する意識が徐々に浸透してきているものと考えています。

船橋市の人口[※]は、

- ・平成15年度 56万5383人
- ・平成25年度 61万4657人

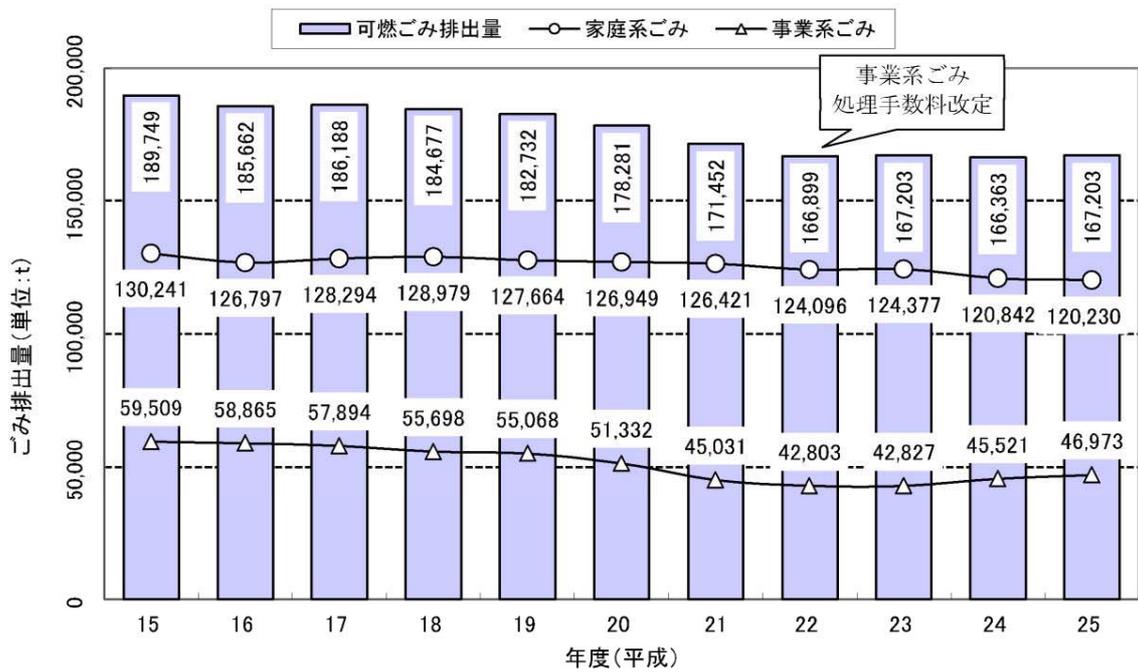
となり、4万9274人の人口増となっています。

※ 10月1日現在の常住人口

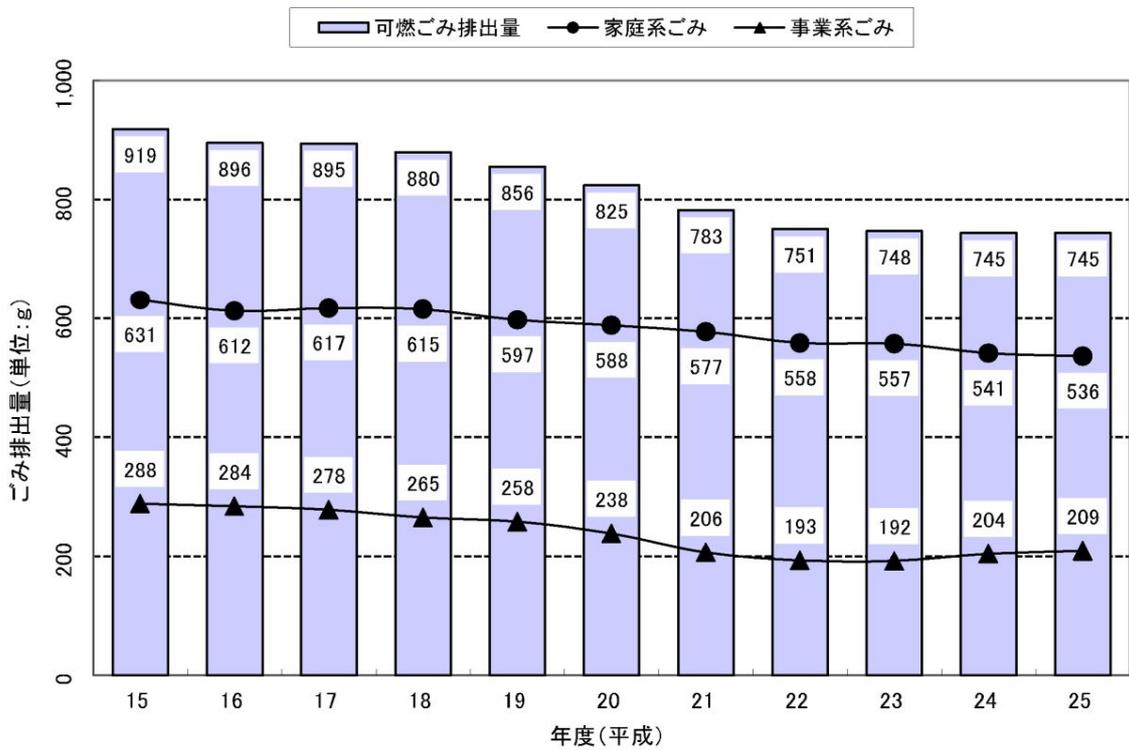
可燃ごみ全体の排出量は、

- ・平成15年度 18万9749トン（919g）
- ・平成25年度 16万7203トン（745g）

と推移し2万2546トン、1人1日あたりでは174gの減量となっています。



グラフ1 可燃ごみ排出量の推移



グラフ2 1人1日当たりの可燃ごみ排出量の推移

出典：平成26年度(速報版) 船橋市のごみ事情

既存施設と計画施設の施設規模の対比

既存施設と計画施設の施設規模等を対比すると下表のとおりとなります。

表 既存施設と計画施設の施設規模の対比

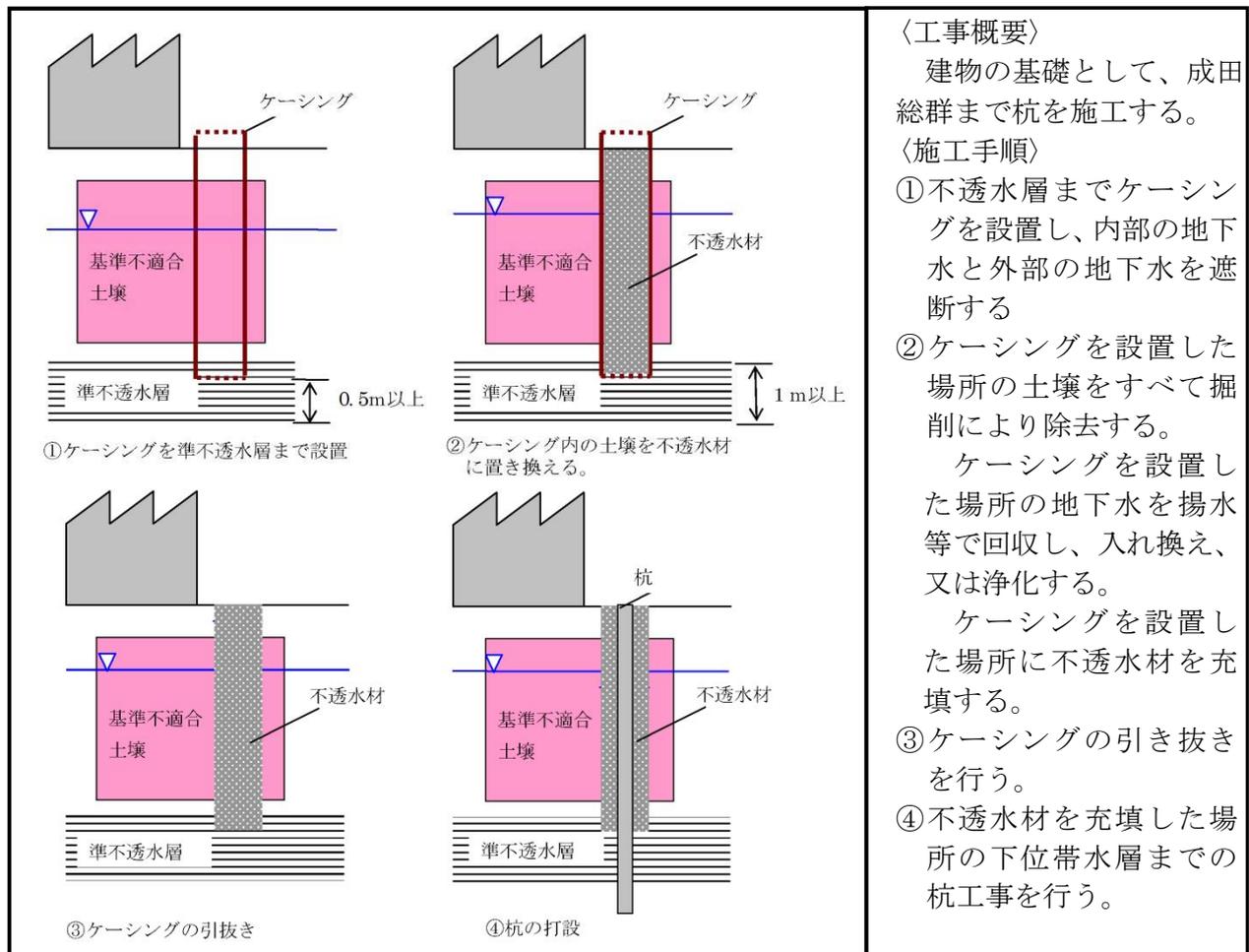
区 分		既存施設	計画施設	備 考	
処理能力		375 t (125t/日×3炉)	339t (113t/日×3炉)		
建築物 等	工場棟	建築面積	4,064.17 m ²	7,016 m ²	
		階 数	地上4、地下1 (地上39m)	地上6、地下1 (地上38m)	
	煙突(高さ)	地上59m	地上59m		
排出ガ スに係 る自主 基準値	排ガス量(湿り)	35,400 m ³ _N /時・炉	38,000 m ³ _N /時・炉	計画施設からの 排ガス量につい ては、メーカー ヒアリングを基 に安全側の観点 から最大となる もので設定。 既存施設におけ る排ガスの測定 結果は準備書 p7-95 参照。	
	硫黄酸化物	30 ppm	20 ppm		
	窒素酸化物	100 ppm	50 ppm		
	ばいじん	0.01 g/m ³ _N	0.01 g/m ³ _N		
	塩化水素	80 ppm	20 ppm		
	ダイオキシン類	0.5 ng-TEQ/m ³ _N	0.05 ng-TEQ/m ³ _N		
余熱利 用設備	発電量	1,680kW	8,000kW		
	余熱利用用途	施設内利用(電気、 給湯、冷暖房) 施設外利用(売電)	施設内利用(電気、 給湯、冷暖房) 施設外利用(売電)		

下位帯水層への杭工事について

「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第2版 平成24年8月）」において、下位帯水層まで杭を打設する場合の施工手順が示されています。

本工事では、この手法に則り、ケーシングにより内部の地下水と外部の地下水を遮断した後、中の土壌等を掘削し不透水材を充填の上、下位帯水層までの杭工事を行う計画としています。

なお、今後、事業者募集を行ってまいりますので、事業者からの提案も踏まえて、より環境に配慮した工事となるよう配慮してまいります。



出典：土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第2版 平成24年8月）
Appendix12-22（図2.2.4-3）に示される措置

図 下位帯水層への杭打設のイメージ

中間年次の自動車排出係数近似式係数一覧について

「国土技術政策総合研究所資料第 671 号 道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠(平成 22 年度版)」(平成 24 年 2 月、国土交通省国土技術政策総合研究所)において、2010 年、2015 年、2020 年及び 2025 年を対象とした中間年次における自動車排出係数が算定されています。

また、これらの中間年次の自動車排出係数近似式及び係数一覧が下表のとおり示されており、この近似式に平均走行速度を代入のうえ排出係数を算出しました。

中間年次の自動車排出係数近似式係数一覧

年	項目	小型車類				大型車類			
		A (1/V)	B (V)	C (V ²)	D (切片)	A (1/V)	B (V)	C (V ²)	D (切片)
2030	NO _x	-0.19696891	-0.00266758	0.00002001	0.12803385	1.51907564	-0.02047372	0.00017190	0.85845306
	SPM	0.0066267499	-0.0000858465	0.0000008010	0.0025264717	0.0733023707	-0.0002637561	0.0000021092	0.0120059692
	CO	-3.39372141	-0.08663153	0.00080139	2.86000619	-13.97516670	-0.07307898	0.00054784	3.43626449
	SO ₂	0.0392401814	-0.0000893086	0.0000007344	0.0058562918	0.0154621346	-0.0001420501	0.0000011458	0.0081465379
2025	NO _x	-0.18936377	-0.00270580	0.00002039	0.12967510	1.85596118	-0.02539552	0.00021347	1.05948939
	SPM	0.0067094321	-0.0000860043	0.0000008025	0.0025368970	0.0732428849	-0.0002792905	0.0000022382	0.0126419279
	CO	-3.39372141	-0.08663153	0.00080139	2.86000619	-13.97516670	-0.07307898	0.00054784	3.43626449
	SO ₂	0.0392909158	-0.0000894785	0.0000007356	0.0058664389	0.0159895741	-0.0001472790	0.0000011878	0.0084447696
2020	NO _x	-0.17845439	-0.00295450	0.00002254	0.13971848	3.04271640	-0.04293909	0.00036373	1.78485146
	SPM	0.0086816658	-0.0000965549	0.0000008951	0.0029699259	0.1540426649	-0.0005502412	0.0000043870	0.0254001380
	CO	-3.34277712	-0.08645632	0.00080038	2.85620881	-12.08659623	-0.07157755	0.00054081	3.36593225
	SO ₂	0.0414485229	-0.0000961189	0.0000007882	0.0062918331	0.0447906169	-0.0003943601	0.0000031717	0.0233451558
2015	NO _x	-0.18742481	-0.00398200	0.00003129	0.18271172	5.39680520	-0.07824553	0.00067068	3.26578836
	SPM	0.0204858053	-0.0001713205	0.0000015448	0.0058884575	0.5264308649	-0.0017836421	0.0000140949	0.0846006568
	CO	-3.05554645	-0.08677659	0.00080886	2.87914263	-4.41611619	-0.06717735	0.00052881	3.14228989
	SO ₂	0.0559592589	-0.0001427662	0.0000011637	0.0092906362	0.1743401741	-0.0015255777	0.0000122438	0.0917349438
2010	NO _x	-0.25063622	-0.00657231	0.00005332	0.29056757	9.45345681	-0.14325844	0.00124097	5.98054622
	SPM	0.0505593958	-0.0003571716	0.0000031505	0.0131649024	1.5469182952	-0.0051393982	0.0000404677	0.2460289003
	CO	-2.71095565	-0.09453616	0.00089493	3.15403637	12.28697452	-0.05907844	0.00051753	2.69979197
	SO ₂	0.0930556730	-0.0002682273	0.0000021800	0.0173678037	0.6037810576	-0.0052863845	0.0000423961	0.3189943526

排出係数 $EF = A/V + BV + CV^2 + D$ V : 平均走行速度[km/h]

※適用範囲は、小型車類が20～110 km/h、大型車類が20～90 km/hとする。

砒素及びふっ素の現地調査結果について

対象事業実施区域における土壌調査結果について、準備書(7-2-6 土壌 p7-237~242)に示した調査結果のうち、砒素、ふっ素について整理した結果は以下のとおりです。

○各地点・各層の砒素の土壌溶出量

単位：mg/L

深度(層)	地点 a	地点 b	地点 c	地点 d	地点 e	地点 f	指定基準	第2溶出量基準
表層	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.004	0.001 未満	0.01 以下	0.3 以下
廃棄物層	0.005	0.005	0.009	0.003	0.002	0.015		
廃棄物直下	0.041	0.018	0.061	0.048	0.053	0.033		
地山層上部	0.025	0.048	0.017	0.031	0.019	0.028		

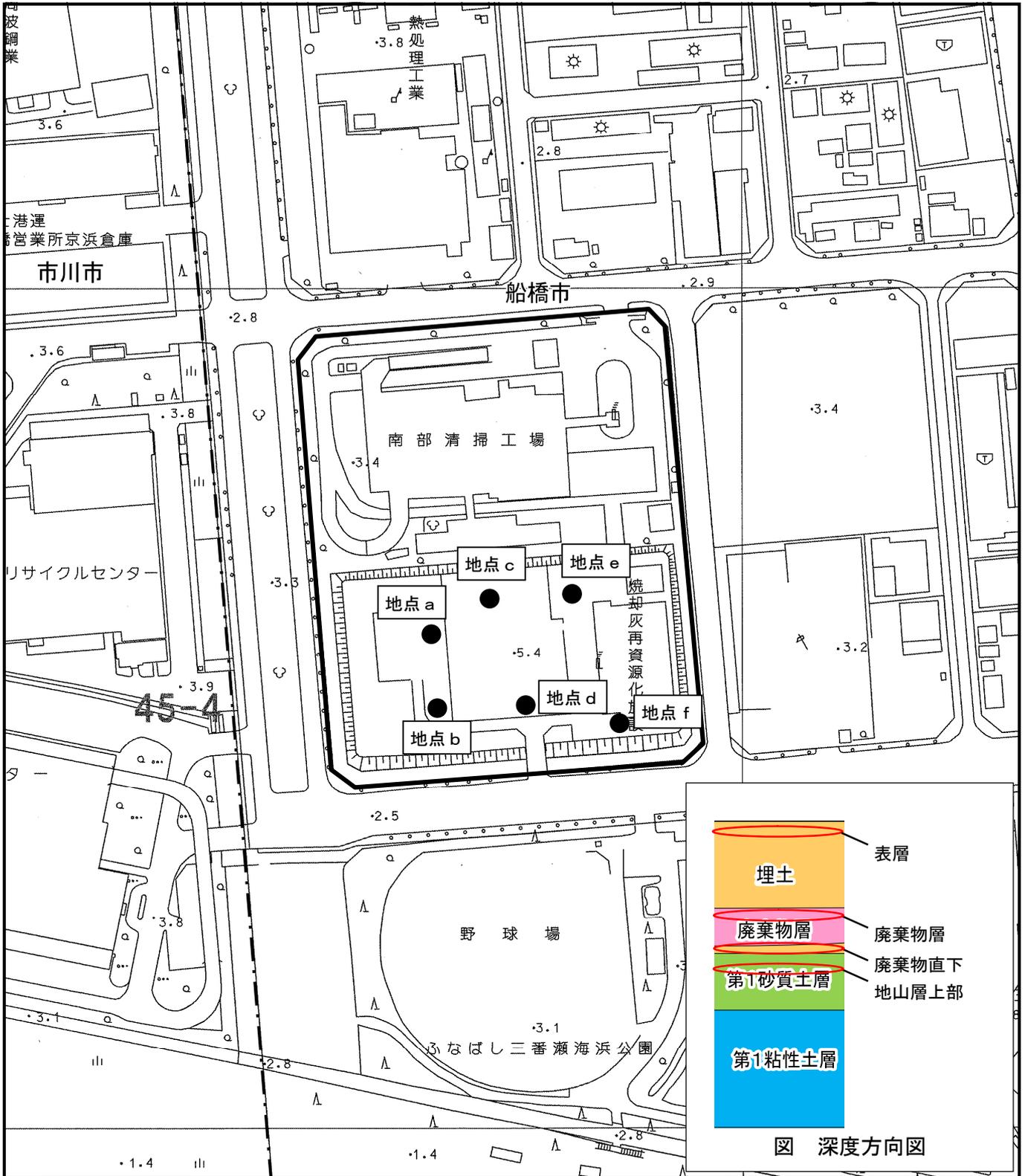
○各地点・各層のふっ素の土壌溶出量

単位：mg/L

深度(層)	地点 a	地点 b	地点 c	地点 d	地点 e	地点 f	指定基準	第2溶出量基準
表層	0.37	0.31	0.47	0.32	0.73	0.28	0.8 以下	24 以下
廃棄物層	0.42	0.30	0.56	0.52	0.27	0.28		
廃棄物直下	0.82	0.09	1.3	0.28	1.2	0.16		
地山層上部	0.41	0.85	0.66	0.59	0.54	0.80		

○各地点・各層のふっ素及び砒素の土壌含有量

全地点・全層において指定基準を超過していない。

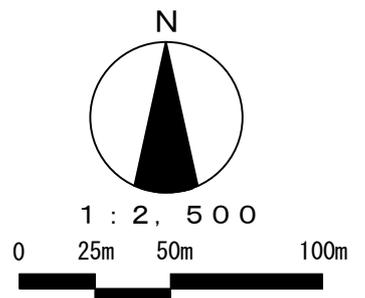


凡例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 調査地点 a ~ f (既存土壌調査: 平成 21 年度)

図 土壌調査地点

1:2,500 船橋市「45-4」(H17.7)



準備書の具体的な修正内容について

1. No. 6 第7章 7-2-13 温室効果ガス等（準備書 7-379 頁）の修正

③ 予測条件

廃棄物焼却等施設が定常の稼働状態に達した時期における一般廃棄物処理量に基づく活動量は、表7-2-13.3に示すとおりである。

表7-2-13.3 一般廃棄物処理量に基づく活動量

項目	単位	活動量	備考
ごみ焼却等処理量	t/年	91,123	温室効果ガス排出
うち、プラスチック量	t/年	18,862	
灯油使用量	kL/年	68	
年間使用電力量	MWh/年	13,666	
年間発電電力量	MWh/年	49,160	温室効果ガス削減

(4) 予測結果

温室効果ガスの排出量及び削減量の予測結果は、表7-2-13.4、5に示すとおりである。

温室効果ガスの二酸化炭素換算による排出量は、59,570t-CO₂/年であり、発電による削減量が、19,959t-CO₂/年となることから、廃棄物焼却等施設の稼働による二酸化炭素換算排出量は、39,611t-CO₂/年と予測する。

表7-2-13.4 温室効果ガスの排出量予測結果

項目	温室効果ガス	排出量 ^{注)}	地球温暖化係数	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂ /年)
ごみ焼却	N ₂ O	5.17	310	1,603
	CH ₄	0.09	21	2
プラスチック焼却	CO ₂	52,248	1	52,248
灯油使用	CO ₂	169	1	169
電力使用	CO ₂	5,548	1	5,548
合計	—	—	—	59,570

注) 単位は、温室効果ガスの種類に対応して t-N₂O/年、t-CH₄/年及び t-CO₂/年となる。

表7-2-13.5 温室効果ガスの削減量予測結果

項目	温室効果ガス	削減量 (t-CO ₂ /年)	地球温暖化係数	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂ /年)
発電	CO ₂	19,959	1	19,959

2. No.18 第7章 7-2-1 大気質の修正

【7-13 頁】

① 大気質の状況

イ. 現地調査

降下ばいじん量の現地調査手法は、表7-2-1.1に示すとおり重量法（ダストジャーによる採取）によった。

調査結果の整理・解析は、降下ばいじん量を季節別に把握した。

② 気象の状況

気象の現地調査手法は、表7-2-1.1に示すとおりとした。

調査結果の整理・解析は、後述の「7-2-1-3 廃棄物焼却等施設稼働による大気質」に準じて年間の風特性を把握するほか、表7-2-1.2に示すビューフォートの風力階級表に従って、強風時も含めて風力階級別の風の出現状況を整理した。

表7-2-1.1 大気質及び気象現地調査手法

調査事項	調査項目	調査方法	測定高さ	設置場所 ・設置方法
大気質	降下ばいじん量	重量法（ダストジャーによる採取）	地上 3.0m	対象事業実施区域内の草地にダストジャーを設置
気象	地上気象 （風向、風速）	「地上気象観測指針」に準拠（微風向風速計による自動観測）	地上 約39m	既存施設屋上(約 29m)に高さ 10m の風向・風速計を設置

【7-27 頁】

② 気象の状況

気象の現地調査手法は、表7-2-1.14に示すとおりとした。

表7-2-1.14 気象現地調査手法

調査事項	調査項目	調査方法	測定高さ	設置場所 ・設置方法
地上気象	風向、風速	「地上気象観測指針」に準拠（微風向風速計による自動観測）	地上 4 m	市道 09-001 号沿道の空地に、高さ 4m の風向・風速計を設置

3. No.21 第7章 7-2-1 大気質（7-78頁）の修正

（ア）地上気象

対象事業実施区域周辺の一般環境大気測定局における平成20～24年度の風向、風速の測定結果は、表7-2-1.47に示すとおりである。

表7-2-1.47 風向、風速調査結果（一般環境大気測定局）

地 点	年度	有効測定日数	測定時間	1時間値			日平均値		最多風向と出現率		静穏率
				平均	最高	最低	最高	最低	—	%	
				m/秒	m/秒	m/秒	m/秒	m/秒			
		日	時間								%
船橋印内測定局	平成20	365	8,760	1.7	8.6	0.0	5.1	0.5	北	34.5	11.9
	平成21	365	8,759	1.7	8.3	0.0	4.4	0.5	北	32.6	12.4
	平成22	364	8,729	1.9	7.7	0.0	4.6	0.5	北	27.3	11.1
	平成23	364	8,765	1.9	11.2	0.0	5.4	0.5	北	29.4	9.1
	平成24	365	8,760	2.0	9.8	0.0	5.3	0.5	北	29.4	9.2
船橋若松測定局	平成20	365	8,757	2.1	9.5	0.0	5.5	0.8	北北東	17.2	1.9
	平成21	365	8,758	2.1	12.1	0.0	4.7	0.6	北北東	15.7	2.1
	平成22	344	8,270	2.2	9.3	0.0	6.0	0.6	南西	17.9	2.2
	平成23	289	6,944	1.9	13.4	0.0	5.4	0.7	北北東	18.4	2.7
	平成24	365	8,755	1.9	10.1	0.0	5.7	0.7	北北東	15.6	3.8
船橋南本町測定局	平成20	365	8,760	2.2	9.4	0.0	5.4	1.0	北北西	20.2	2.1
	平成21	365	8,760	2.3	11.7	0.0	5.2	0.9	北北西	17.3	2.1
	平成22	365	8,751	2.3	8.8	0.0	5.5	0.8	北北西	18.6	2.3
	平成23	365	8,776	2.3	11.4	0.0	5.7	0.8	北北西	18.3	2.2
	平成24	365	8,760	2.3	11.9	0.0	6.0	0.9	北北西	19.0	2.2
市川二俣測定局	平成20	364	8,751	2.9	11.4	0.0	7.1	1.4	北	23.3	0.7
	平成21	365	8,760	2.8	17.3	0.1	6.8	1.2	北	19.1	0.8
	平成22	365	8,758	3.0	10.6	0.0	7.6	1.2	北	21.1	1.0
	平成23	365	8,773	3.0	17.2	0.0	7.3	1.1	北	22.5	1.2
	平成24	365	8,759	3.0	13.0	0.0	7.2	1.1	北	23.5	1.2
市川行徳駅前測定局	平成20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	平成21	359	8,626	2.2	14.2	0.0	5.2	1.0	北	16.3	1.9
	平成22	365	8,755	2.3	10.0	0.0	5.7	1.0	北	19.1	1.8
	平成23	366	8,784	2.3	11.6	0.0	5.6	0.8	北	19.2	2.3
	平成24	224	5,395	2.4	10.1	0.0	6.0	1.1	南西	16.1	1.5
習志野谷津測定局	平成20	363	8,738	2.8	13.7	0.0	7.7	1.1	北北西	14.3	2.0
	平成21	365	8,759	2.9	15.5	0.0	7.8	1.0	北北西	12.5	2.0
	平成22	355	8,562	3.1	12.0	0.0	8.0	0.9	南南西	14.5	1.6
	平成23	365	8,776	3.1	18.9	0.0	8.9	1.0	南南西	15.2	1.3
	平成24	365	8,760	3.1	17.6	0.0	8.7	1.1	北北西	14.3	1.4

出典：「千葉県の最新大気環境情報」（千葉県ホームページ）

4. No.26 第7章 7-2-1 大気質 (7-45、45、112 頁) の修正

【7-45頁】

イ. 弱風時 (風速1.0m/秒以下) : パフ式

$$C(x,y,z) = \frac{Q}{(2\pi)^{3/2} \cdot \alpha^2 \cdot \gamma} \left\{ \frac{1 - \exp\left(-\frac{\ell}{t_0^2}\right)}{2\ell} + \frac{1 - \exp\left(-\frac{m}{t_0^2}\right)}{2m} \right\}$$

$$\ell = \frac{1}{2} \cdot \left\{ \frac{x^2 + y^2}{\alpha^2} + \frac{(z-H)^2}{\gamma^2} \right\}$$

$$m = \frac{1}{2} \cdot \left\{ \frac{x^2 + y^2}{\alpha^2} + \frac{(z+H)^2}{\gamma^2} \right\}$$

[記号]

t_0 : 初期拡散幅に相当する時間 ($t_0 = W/2\alpha$) (秒)

α, γ : 拡散幅に関する係数

($\alpha = 0.3$ 、 $\gamma = 0.18$ (昼間:7:00~19:00)、 $\gamma = 0.09$ (夜間:19:00~7:00))

【7-46頁】

ウ. 時間別平均排出量

$$Q_t = V_w \times \frac{1}{3600} \times \frac{1}{1000} \times \sum_{i=1}^2 (N_{it} \times E_i)$$

[記号]

Q_t : 時間別平均排出量 (ml/m・s 又は mg/m・s)

E_i : 車種別排出係数 (g/km・台)

N_{it} : 車種別時間別交通量 (台/時)

V_w : 換算係数 (ml/g 又は mg/g)

$\left[\begin{array}{l} \text{窒素酸化物: } 20^\circ\text{C、1気圧で} 523\text{ml/g} \\ \text{浮遊粒子状物質: } 1,000\text{mg/g} \end{array} \right]$

【7-112頁】

(b) 拡散パラメータ

拡散パラメータは、建物等によって煙が初期の拡がりを持つとした次式により求めた。

$$\sum_y = (\sigma_y^2 + C A / \pi)^{1/2}$$

$$\sum_z = (\sigma_z^2 + C A / \pi)^{1/2}$$

[記号]

Σ_y : 水平方向の拡散パラメータ (m)

Σ_z : 鉛直方向の拡散パラメータ (m)

A : 建物等の風向方向の投影面積 (m²)

C : 形状係数

5. No. 45 第7章 7-2-11 廃棄物（7-371頁）の修正

表7-2-11.4 既存工場の解体工事に伴う廃棄物

単位：t

種類		発生量	有価物	排出量	再資源化	処分量	処理等の方法	
コンクリート塊		50,000	—	50,000	50,000	0	産業廃棄物処理業者に委託処理	建設リサイクル法の特定建設資材として再資源化
アスファルト・コンクリート塊		500	—	500	500	0		
ガラス及び陶磁器くず		560	—	560	0	560		安定型最終処分場に埋立処分
廃プラスチック類		15	—	15	0	15		
金属くず		7,145	7,145	0	0	0	製鉄等原料として売却	再原料化
木くず		50	—	50	50	0	産業廃棄物処理業者に委託処理	建設リサイクル法の特定建設資材として再資源化
紙くず		50	—	50	0	50		焼却処理後、最終処分場に埋立処分
石膏ボード		10	—	10	0	10		管理型最終処分場に埋立処分
混合廃棄物		2,610	—	2,610	0	2,610		埋立処分等
特別管理産業廃棄物	汚泥	15	—	15	0	15	特別産業廃棄物処理業者に委託処理	各廃棄物の性質に対応する中間処理後、管理型最終処分場に埋立処分
	廃アルカリ	10	—	10	0	10		
	廃酸	15	—	15	0	15		
	燃え殻	40	—	40	0	40		
	廃油	10	—	10	0	10		
合計		61,030	7,145	53,885	50,550	3,335	—	—

風速の補正に伴う大気安定度の出現頻度と予測結果について

大気安定度の出現頻度について、現地調査高さ(地上 39m)の風速と、地上 10m に補正した風速を用いた場合の結果を表 1、表 2 に示します。

地上 10m に補正すると風速が小さくなるため、中立の頻度が低くなり、不安定、安定の頻度が高くなる傾向が見られました。

表 1 現地調査高さ(地上39m)での風速を用いた場合の大気安定度出現頻度 (準備書記載)

単位：%

期間	不安定						中立		安定		
	A	A-B	B	B-C	C	C-D	Dd ^{注2)}	Dn ^{注2)}	E	F	G
春季	0.6	2.8	5.7	1.7	11.7	2.9	28.8	35.1	4.9	3.6	2.2
夏季	0.5	2.8	7.3	2.7	13.0	3.2	29.7	31.7	5.5	1.3	2.4
秋季	0.2	2.4	4.7	2.9	6.5	3.2	27.0	36.1	8.2	6.1	2.6
冬季	0.2	2.3	4.7	2.2	6.0	2.7	25.0	34.2	10.5	7.4	4.8
年間	0.4	2.6	5.6	2.4	9.4	3.0	27.7	34.2	7.2	4.6	3.0
	23.3						61.9		14.8		

注 1) 不安定の年間合計値の出現頻度は、四捨五入の関係で一致しない。

注 2) Dd：昼間の中立状態、Dn：夜間の中立状態

表 2 地上10mに補正した風速を用いた場合の大気安定度出現頻度

単位：%

期間	不安定						中立		安定		
	A	A-B	B	B-C	C	C-D	Dd ^{注2)}	Dn ^{注2)}	E	F	G
春季	1.2	3.8	7.1	2.0	10.8	3.2	26.2	28.2	6.1	4.8	6.6
夏季	0.9	4.0	11.4	2.5	11.1	3.2	26.1	26.5	5.7	1.9	6.8
秋季	0.7	3.8	7.0	1.7	7.5	3.0	25.9	29.8	7.0	6.3	7.3
冬季	0.4	3.3	6.1	2.2	6.1	3.3	21.5	21.6	11.2	11.1	13.3
年間	0.8	3.7	7.8	2.1	8.8	3.2	24.6	25.9	7.8	6.4	9.0
	26.4						50.5		23.1		

注 1) 安定の年間合計値の出現頻度は、四捨五入の関係で一致しない。

注 2) Dd：昼間の中立状態、Dn：夜間の中立状態

参考 パスکیل安定度階級分類表

風速(U) m/秒	日射量 (T) kW/m ²				放射収支量(Q) kW/m ²		
	T ≥ 0.60	0.60 > T ≥ 0.30	0.30 > T ≥ 0.15	0.15 > T	Q ≥ -0.020	-0.020 > Q ≥ -0.040	-0.040 > Q
U < 2	A	A-B	B	D	D	G	G
2 ≤ U < 3	A-B	B	C	D	D	E	F
3 ≤ U < 4	B	B-C	C	D	D	D	E
4 ≤ U < 6	C	C-D	D	D	D	D	D
6 ≤ U	C	D	D	D	D	D	D

注) 昼間(日の出～日の入)は日射量、夜間(日の入～日の出)は放射収支量を用いる。

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」(平成12年、公害研究対策センター)

上記の大気安定度を用いて予測した結果を表3、表4に示します。

大気安定度を変更したことにより、最大着地濃度が大きな値となる傾向、出現距離が対象事業実施区域に近づく傾向が見られました。

二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の年平均値から日平均値の98%値（または2%除外値）に変換した結果は、表5に示すとおりであり、準備書に記載した値と変わらない結果となります。

また、予測結果は、全ての項目で環境基準や指針値等を満足しており、評価の結果は変わらないものとなります。

表3 現地調査高さ(地上39m)での風速を用いた予測結果（長期平均濃度、年平均値）：準備書記載

項目	最大着地濃度(A)			バックグラウンド濃度(B)	環境濃度予測結果(A+B)	付加率(A/(A+B)×100)
	出現距離	出現方向				
二酸化硫黄(ppm)	0.000061	1.1km	北	0.001	0.001061	5.7%
二酸化窒素(ppm)	0.000046	1.6km	北	0.018	0.018046	0.3%
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.000030	1.1km	北	0.023	0.023030	0.1%
水銀(μgHg/m ³)	0.000152	1.1km	北	0.0028	0.002952	5.1%
ダイオキシン類(pg-TEQ/m ³)	0.000152	1.1km	北	0.18	0.180152	0.1%

表4 地上10mに補正した風速を用いた予測結果（長期平均濃度、年平均値）

項目	最大着地濃度(A)			バックグラウンド濃度(B)	環境濃度予測結果(A+B)	付加率(A/(A+B)×100)
	出現距離	出現方向				
二酸化硫黄(ppm)	0.000070	0.9km	北	0.001	0.001070	6.5%
二酸化窒素(ppm)	0.000049	1.1km	北	0.018	0.018049	0.3%
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.000035	0.9km	北	0.023	0.023035	0.2%
水銀(μgHg/m ³)	0.000174	0.9km	北	0.0028	0.002974	5.9%
ダイオキシン類(pg-TEQ/m ³)	0.000174	0.9km	北	0.18	0.180174	0.1%

表5 地上10mに補正した風速を用いた予測結果（長期平均濃度、98%値または2%除外値）

項目	年平均値予測結果	日平均値の年間98%値または2%除外値	千葉県環境目標値または環境基準
二酸化硫黄(ppm)	0.001070	0.004	1時間値の日平均値が0.04ppm以下
二酸化窒素(ppm)	0.018049	0.040	日平均値の年間98%値が0.04ppm以下
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.023035	0.056	1時間値の日平均値が0.10mg/m ³ 以下

バックグラウンド濃度の設定及び付加率について

バックグラウンド濃度は、一般環境大気測定局における現況の年平均濃度を用いており、既存清掃工場の影響を受けた値となっています。新旧施設を同時に併用することもないことから、ご指摘のとおり、予測環境濃度は安全側の値、付加率は過小の値となっています。

そこで、7-103 頁のバックグラウンド濃度の設定及び 7-114 頁の予測結果について、下記のとおり修正します。

【7-103頁 修正案】

(b) バックグラウンド濃度の設定

バックグラウンド濃度は、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については対象事業実施区域の最寄りの一般環境大気測定局（二酸化硫黄は船橋印内測定局、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は船橋南本町測定局）における現況の年平均濃度（平成24年度）、水銀及びダイオキシン類については対象事業実施区域で実施した現地調査結果の四季平均濃度とし、表7-2-1.64に示すとおりとした。

なお、バックグラウンド濃度は、既存の南部清掃工場からの煙突排出ガスによる影響が含まれた濃度となっている。

表7-2-1.64 バックグラウンド濃度

項目	二酸化硫黄 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	水銀 (μ gHg/m ³)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)
バックグラウンド濃度	0.001	0.018	0.023	0.0028	0.18

【7-114頁 修正案】

(5) 予測結果

① 長期平均濃度予測

ア. 年平均値

廃棄物焼却等施設稼働による大気質の予測結果は、表7-2-1.72及び図7-2-1.29(1)～(5)に示すとおりである。

煙突排出ガスの最大着地濃度（年平均値）は、二酸化硫黄が0.000061ppm（付加率5.7%）、二酸化窒素が0.000046ppm（付加率0.3%）、浮遊粒子状物質が0.000030mg/m³（付加率0.1%）、水銀が0.000152μgHg/m³（付加率5.1%）、ダイオキシン類が0.000152pg-TEQ/m³（付加率0.1%）と予測する。

水銀については、環境濃度が0.002952μgHg/m³となり、指針値（年平均値が0.04μgHg/m³以下）を満足するものと予測する。また、ダイオキシン類については、環境濃度が0.180152pg-TEQ/m³となり、環境基準（年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下）を満足するものと予測する。

表7-2-1.72 廃棄物焼却施設稼働による大気質の予測結果（長期平均濃度、年平均値）

項目	最大着地濃度(A)		バックグラウンド濃度(B)	環境濃度予測結果(A+B)	付加率(A/(A+B)×100)	
	出現距離	出現方向				
二酸化硫黄(ppm)	0.000061	1.1km	北	0.001	0.001061	5.7%
二酸化窒素(ppm)	0.000046	1.6km	北	0.018	0.018046	0.3%
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.000030	1.1km	北	0.023	0.023030	0.1%
水銀(μgHg/m ³)	0.000152	1.1km	北	0.0028	0.002952	5.1%
ダイオキシン類(pg-TEQ/m ³)	0.000152	1.1km	北	0.18	0.180152	0.1%

注) バックグラウンド濃度は、既存の南部清掃工場からの煙突排出ガスによる影響が含まれた濃度であることから、予測結果は、これらの影響を含んだ値（環境濃度は大きめ、付加率は小さめ）となっている。

建築物の色彩の再検討結果について

ご指摘を踏まえ、建築物の外壁における色彩を検討しました。その結果を図1に示します。

具体的には、マンセル値をYR系統の落ち着いたものとしたうえで、色を複数使い、低層部に着彩するなどの処置を行うこととします。



図1 完成イメージ

また、これを踏まえて各予測地点からのフォトモンタージュを修正し、予測・評価及び環境配慮事項の記載について、見直しを行いました。

(5) 予測結果

① 主要な眺望点の眺望景観の変化

廃棄物焼却等施設の存在による主要な眺望点の眺望景観の変化は、写7-2-9.5~10に示すとおりである。また、各眺望点の眺望景観の変化は、以下のとおりである。

ア. 眺望点A(ふなばし三番瀬海浜公園 東側)

ふなばし三番瀬海浜公園と公園の樹木の奥に、新工場の煙突が視認される。現況と比較して建屋や煙突までの距離が短くなるものの、大部分は樹木により遮られるため、眺望景観の変化は小さい。また、現況でも既存工場の煙突と建屋の一部が視認されており、景観構成要素は変化しない。船橋市景観計画等を踏まえて、**彩度の低い黄赤系の色彩を用いて、落ち着いたものとする**ことにより、工業地景観の中に一部自然景観や水辺景観が組み合わさった周辺地域の景観特性と調和の図られたものとなると予測する。

着葉季と落葉季では、草地の色合いが変化するものの、公園の樹木が常緑樹であるため、見通しは変わらない。

イ. 眺望点B(ふなばし三番瀬海浜公園 西側)

ふなばし三番瀬海浜公園の樹木や野球場の奥に、新工場が視認される。近景であり、現況と比較して建屋や煙突までの距離が短くなることから眺望景観の変化が生じるものの、**建物の低層部に着彩し圧迫感を軽減するよう配慮している**。なお、現況で既存工場の煙突と建屋の一部が視認されており、景観構成要素は変化しない。

着葉季と落葉季では、草地の色合いが変化するものの、公園の樹木が常緑樹であるため、見通しは変わらない。

ウ. 眺望点C(二俣新町駅)

工場や物流倉庫等の間に、新工場の煙突と建屋の一部が視認される。現況で既存工場の煙突が視認されており、景観構成要素は変化しない。現況と比較して、煙突の位置が右側に移動し、既存工場では視認されない建屋上部の一部が視認されるものの、ごく小さく見える程度であり、**彩度の低い落ち着いた色彩は**周辺の工場や物流倉庫に溶け込んでいることから、眺望景観の変化は小さいものと予測する。

エ. 眺望点D(日の出北公園)

工事中のため設置されている柵の上部に見える、対岸の物流施設等の間に新工場の煙突と建屋の一部が視認される。現況で既存工場の煙突が視認されており、景観構成

要素は変化しない。遠景であるためごく小さく視認される程度であり、**彩度の低い落ち着いた色彩**は周辺の工場や物流倉庫に溶け込んでいることから、眺望景観の変化は小さいものと予測する。

② 地域の景観特性の変化

供用時における地域の景観は、現況と同様に、工業地景観の中に一部自然景観や水辺景観が組み合わさった景観特性となる。供用時は、建物位置が既存工場の位置から南方向に移動し、建屋が既存工場よりやや大きくなるため、ふなばし三番瀬海浜公園内の新工場を見通すことのできる場所については景観特性に影響が生じるものの、その他の地域に与える影響は小さい。

また、新工場の色彩については、船橋市景観計画等を踏まえ、**彩度の低い黄赤系の色彩**を用いて、**落ち着いたものとする**ことにより、周辺の工場地景観及びふなばし三番瀬海浜公園のレクリエーション施設の景観と調和が図られるものと予測する。



注)供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成25年8月14日（水）（着葉期）

【供 用 時】

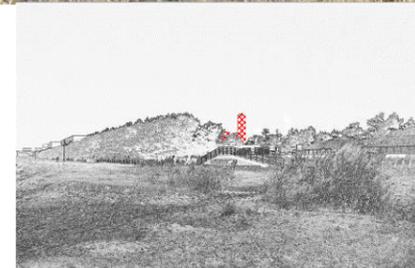
写 7-2-9.5(2) 眺望景観の変化（眺望点A：ふなばし三番瀬海浜公園 東側（着葉季））





注)供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成25年12月25日（水）（落葉期）



【供 用 時】

写 7-2-9.6(2) 眺望景観の変化（眺望点A：ふなばし三番瀬海浜公園 東側（落葉季））



注)供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成25年8月14日（水）（着葉期）

【供 用 時】

写7-2-9.7(2) 眺望景観の変化（眺望点B：ふなばし三番瀬海浜公園 西側（着葉季））





注)供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成25年12月25日（水）（落葉期）

【供 用 時】

写7-2-9.8(2) 眺望景観の変化（眺望点B：ふなばし三番瀬海浜公園 西側（落葉季））



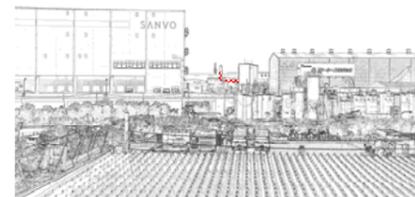


注)供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成25年8月14日（水）（着業期）

【供 用 時】

写7-2-9.9(2) 眺望景観の変化（眺望点C：二俣新町駅）





注)供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成25年8月14日（水）（着葉期）

【供 用 時】

写7-2-9.10(2) 眺望景観の変化（眺望点D：日の出北公園）



3. 環境保全措置

本事業では、良好な景観形成に寄与するために、次のような措置を講じる計画である。

- ・新工場の色彩は、工業地景観の中に一部自然景観や水辺景観が組み合わさった周辺地域の景観特性との調和を図るため、**彩度の低い黄赤系の色彩を用いて、落ち着いた色彩とする。**
- ・ふなばし三番瀬海浜公園内の新工場を見通すことのできる場所に対し、現況と比較して建屋や煙突までの距離が短くなることから、**圧迫感を軽減するため、建物の低層部に着彩するものとする。**

4. 評価

(1) 評価の手法

環境保全措置の実施方法等について検討した結果、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているかについて評価した。

(2) 評価の結果

事業の実施にあたっては、

- ・**彩度の低い黄赤系の色彩を用いて、落ち着いた色彩とすること**
- ・**圧迫感を軽減するため、建物の低層部に着彩するものとする**

などの環境保全措置を講じることにより、工業地景観の中に一部自然景観や水辺景観が組み合わさった周辺地域の景観特性と調和したものとなると予測される。また、供用時は、建物位置が既存工場の位置から南方向に移動し、建屋が既存工場よりやや大きくなるため、ふなばし三番瀬海浜公園内の新工場を見通すことのできる場所については景観特性に影響が生じるものの、その他の地域に与える影響は小さく、地域の景観特性にも配慮されたものとなっており、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。

景観の追加予測地点について

ご指摘を踏まえ、追加の眺望地点について現地の状況を再踏査しました。その結果は以下のとおりです。

1. 対象事業実施区域周辺の眺望地点

千葉県三番瀬再生会議で検討されている護岸計画のうち、最も至近距離となる護岸部分は立入禁止となっており、護岸部に新たに整備された展望施設付近が市川市塩浜1丁目付近では最も適切な至近距離の視点場と位置付けられるものと考えます。また、墓地公園付近の護岸部の角付近については、浦安市域の別アングルとして視点場になるものと考えます。さらに、習志野市の茜浜緑道の突端部についても視点場に追加することが適切と考えました。

以上のことから、図1に示すとおり、景観上影響が考えられる視点場として以下の地点を追加選定し、フォトモンタージュを作成しました。

- ・習志野市の茜浜緑道突端部（図2及び写1参照）
- ・市川市塩浜1丁目に新たに整備された展望施設（図3及び写2参照）
- ・浦安市の墓地公園付近の護岸部角付近（図4及び写3参照）

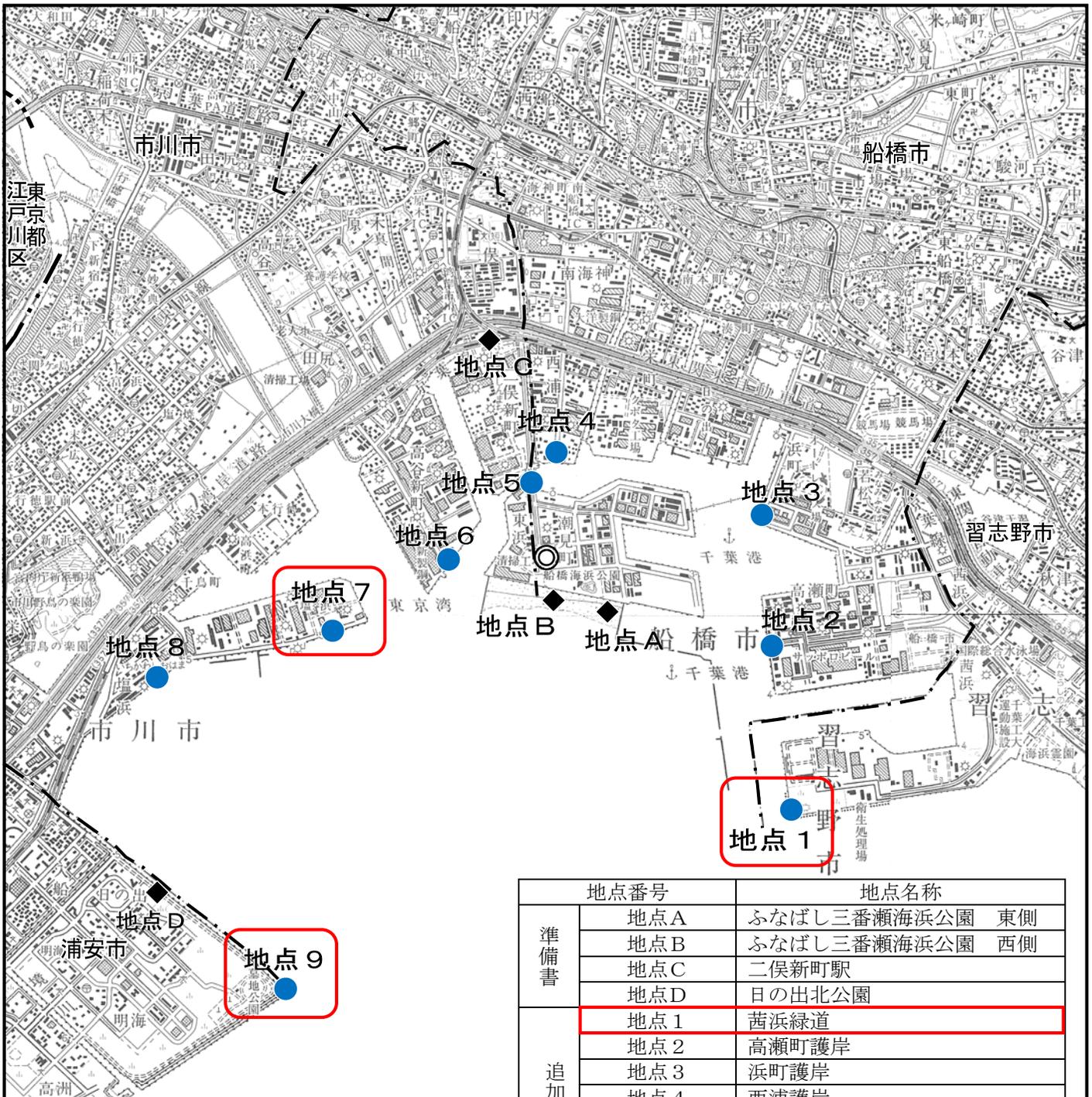
2. 対象事業実施区域の至近距離からの眺望地点

現在の南部清掃工場の敷地外周部には高木による植栽が施されており、東西南北周囲の至近距離においては、これらの樹木により視野が遮られている状況です。将来においても、敷地外周部に沿って緑地を確保する計画であり、同様な状況になるものと考えられます（図5及び写4参照）。また、周辺が主に工場や倉庫となっていることから、対象事業実施区域周辺の道路の歩行者は少ない状況です。

そこで、図5に示すとおり、近景域で新工場が視認されるものと考えられる以下に示す視点場を追加選定し、フォトモンタージュを作成しました。

- ・主要道路である市道09-001号の対象事業実施区域の北西側の歩道上（写5及び写6参照）
- ・対象事業実施区域の南東側の船橋海浜公園バス停付近（写5及び写7参照）

評価書の作成にあたっては、これらの追加地点からの景観の変化の状況を追加します。なお、至近距離からの眺望地点については、敷地内の緑化計画の詳細が決まっていないため、予測では現況と同程度の植栽を行うものとし、予測結果も踏まえて植栽樹種等の詳細な検討を行ってまいります。



地点番号		地点名称
準備書	地点A	ふなばし三番瀬海浜公園 東側
	地点B	ふなばし三番瀬海浜公園 西側
	地点C	二俣新町駅
	地点D	日の出北公園
追加候補地点	地点1	茜浜緑道
	地点2	高瀬町護岸
	地点3	浜町護岸
	地点4	西浦護岸
	地点5	新港大橋
	地点6	高谷新町護岸
	地点7	塩浜1丁目 展望場
	地点8	塩浜2丁目護岸
	地点9	墓地公園外周

凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- 市境
- - - 都県境
- ◆ 準備書掲載地点
- 追加候補地点 (踏査を実施)
- 追加地点

この地図は、国土院発行の1:50,000地形図「東京東北部」「東京東南部」「佐倉」「千葉」を使用したものである。

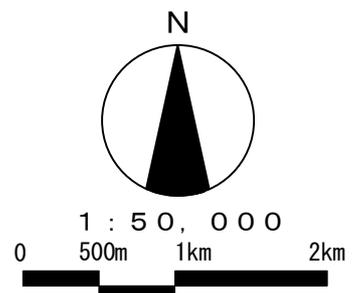


図1 対象事業実施区域周辺の眺望地点 (追加)



図2 地点1 茜浜緑道



図3 地点7 塩浜1丁目展望場



図4 地点9 墓地公園外周



撮影日：平成26年12月3日（水）

【 現 況 】

写1(1) 地点1 茜浜緑道（画角：50mm相当）



注)供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成26年12月3日（水）

【供 用 時】

写1(2) 眺望景観の変化（地点1 茜浜緑道）





撮影日：平成26年12月3日（水）

【 現 況 】

写2(1) 地点7 塩浜1丁目展望場（画角：50mm相当）

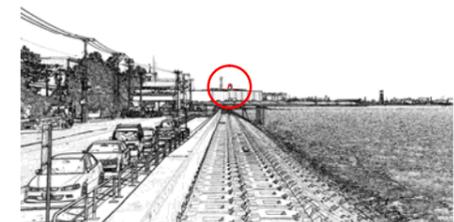


注)供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成26年12月3日（水）

【供用時】

写2(2) 眺望景観の変化（地点7 塩浜1丁目展望場）





撮影日：平成26年12月3日（水）

【 現 況 】

写3(1) 地点9 墓地公園外周（画角：50mm相当）



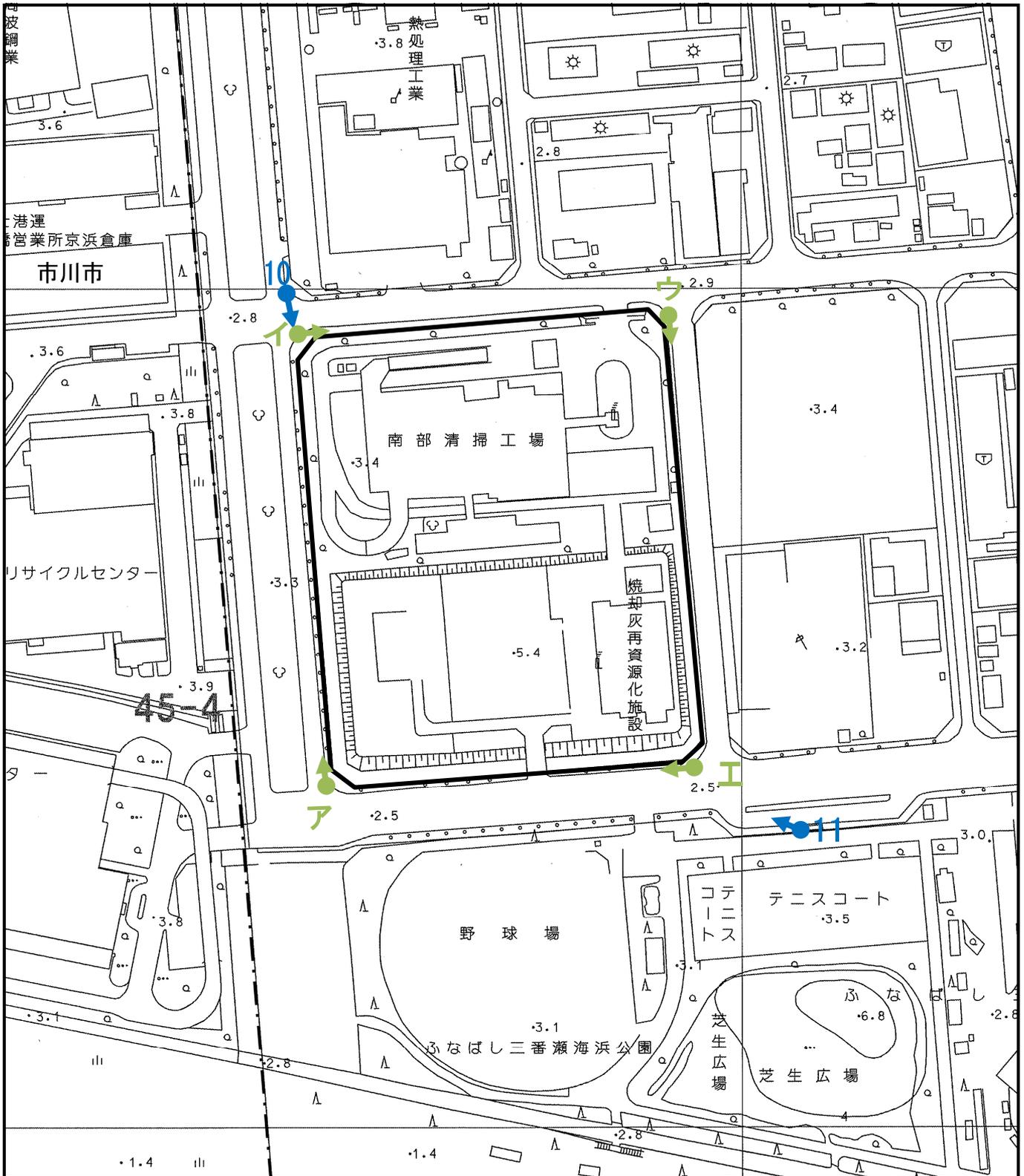
注)供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成26年12月3日（水）

【供 用 時】

写 3 (2) 眺望景観の変化（地点 9 墓地公園外周）





凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- ➡ 工場周辺の状況
- ➡ 追加地点

1:2,500 船橋市「45-4」(H17.7)

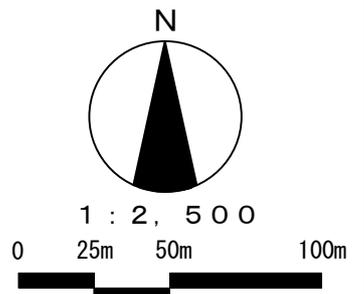


図5 対象事業実施区域の至近距離からの眺望地点

ア 対象事業実施区域西側歩道上



イ 対象事業実施区域北側歩道上

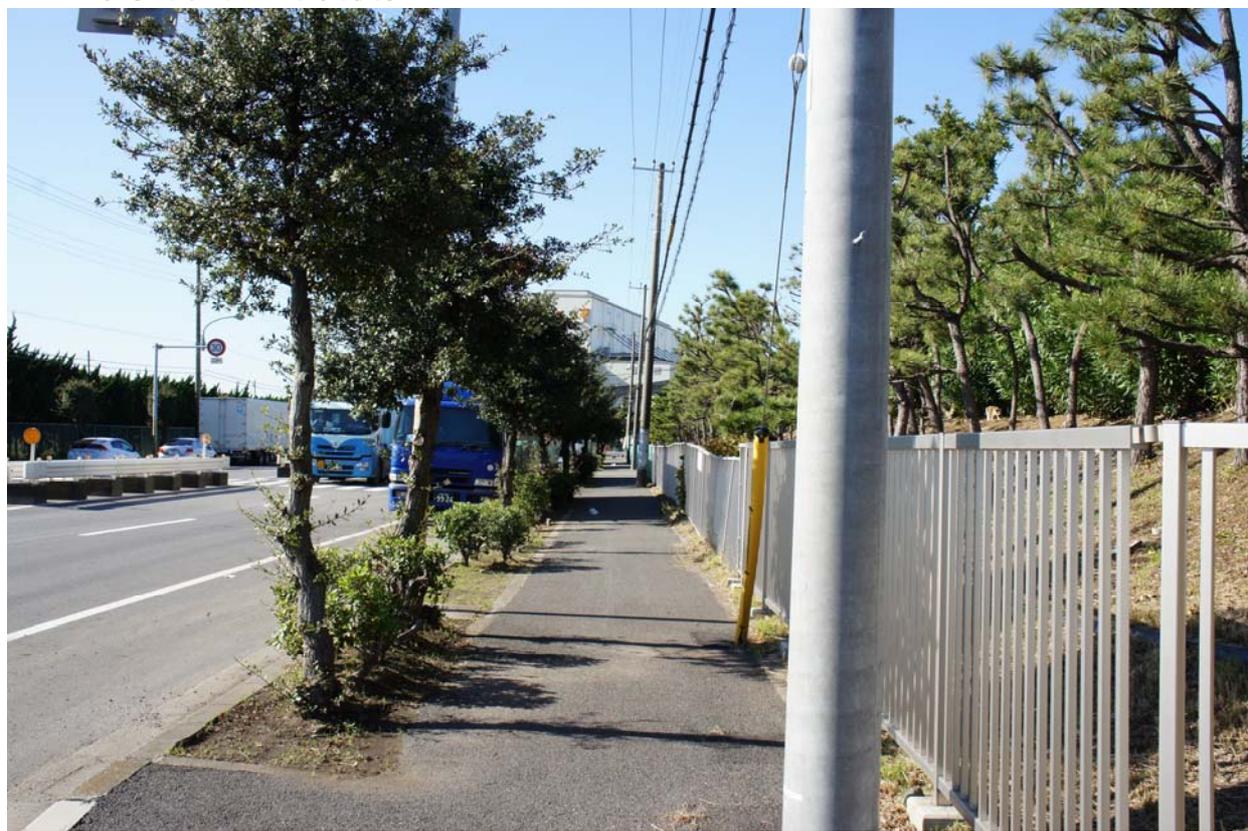


写 4 (1) 工場周辺の状況

ウ 対象事業実施区域東側歩道上

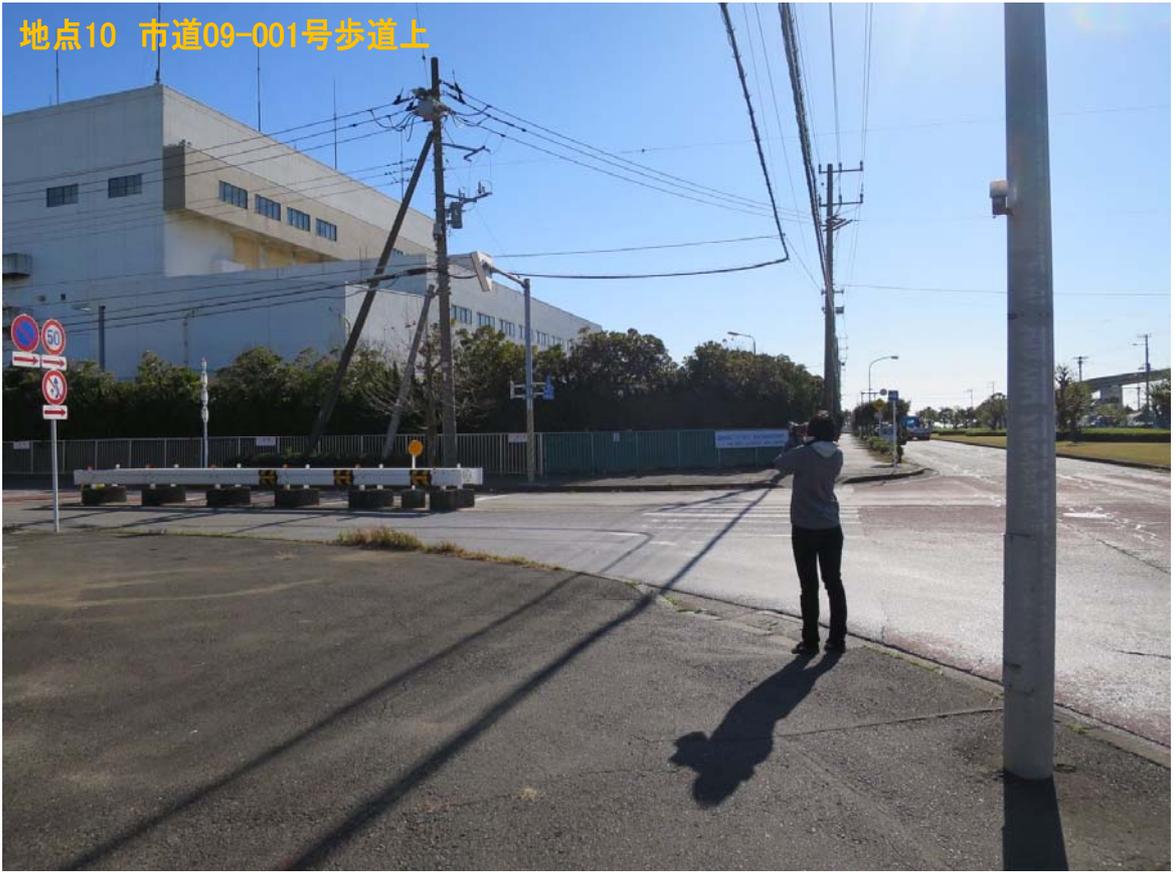


エ 対象事業実施区域南側歩道上



写 4 (2) 工場周辺の状況

地点10 市道09-001号歩道上



地点11 船橋海浜公園バス停



写5 地点10及び地点11



撮影日：平成26年12月3日（水）

【 現 況 】

写6(1) 地点10 市道09-001号歩道上（画角：35mm相当）

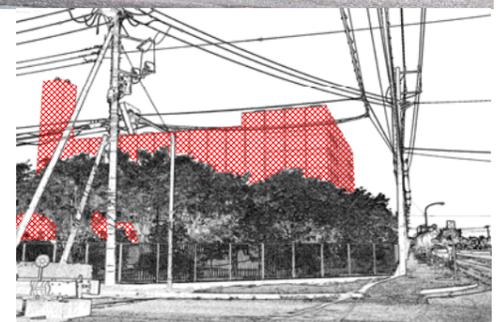


注)供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成26年12月3日（水）

【供 用 時】

写6(2) 眺望景観の変化（地点10 市道09-001号歩道上）





撮影日：平成26年12月3日（水）

【 現 況 】

写7(1) 地点11 船橋海浜公園バス停（画角：35mm相当）

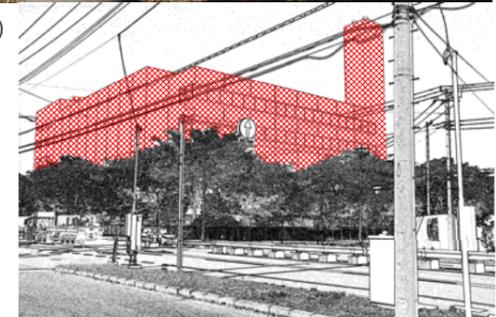


注)供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成26年12月3日（水）

【供用時】

写7(2) 眺望景観の変化（地点11 船橋海浜公園バス停）



廃棄物の項目における埋設廃棄物の記載について

対象事業実施区域は最終処分場の跡地であり、掘削工事等に伴い、掘削した埋設廃棄物の場外搬出を行うことから、廃棄物の項目に記載を追加します。

なお、埋設廃棄物の発生量については、メーカーへのヒアリングの結果、発注前である現段階において詳細な数値を出すことは難しいという回答を得ており具体的に提示することは困難なことから、埋設廃棄物の適正な処理方法を検討した結果を記載します。具体的な修正案を以下に示します。

7-2-11 廃棄物（修正案）

施工時 及び 供用時 工事の実施及び廃棄物焼却等施設稼働による廃棄物

1. 予 測

(1) 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域とした。

(2) 予測対象時期

① 建設工事に伴う廃棄物

既存工場の解体工事期間も含めた工事開始から工事終了までの全期間とした。

② 施設から発生する廃棄物

廃棄物焼却等施設の稼働が定常状態になる時期の1年間とした。

(3) 予測手法

① 予測項目

予測項目は、次の廃棄物についての発生量（対象事業実施区域で発生する量）及び排出量（対象事業実施区域外に搬出する量）とした。また、排出することが必要となった廃棄物については、区域外で環境保全措置により減量・再資源化する量、適正処理の方法とした。

- ・施工時（建設工事に伴う廃棄物）
- ・供用時（施設から発生する廃棄物）

② 予測方法

ア．施工時（建設工事に伴う廃棄物）

(ア) 建設廃棄物

新工場の建設工事により発生する産業廃棄物の種類及び量は、事業計画の内容より推定した。

排出量は、区域内での有効利用等の内容を検討して予測した。また、排出する廃棄物については、適正な処理方法を検討した。

(イ) 既存工場の解体廃棄物

既存工場の解体工事により発生する産業廃棄物の種類と量は、既存工場の設計図書より算定した。

(ウ) 掘削工事等に伴う埋設廃棄物

対象事業実施区域は最終処分場の跡地であることから、掘削工事等に伴い発生する埋設廃棄物について、適正な処理方法を検討した。

イ．供用時（施設から発生する廃棄物）

供用時の廃棄物の発生量及び排出量は、廃棄物焼却等施設の稼働計画に基づいて廃棄物の種類ごとに予測した。

排出量は、焼却灰の再資源化等による発生抑制や有効利用の内容を検討して予測した。また、排出する廃棄物については、適正な処理方法を検討した。

(4) 予測結果

① 施工時（建設工事に伴う廃棄物）

ア．建設廃棄物

新工場の建設工事に伴う産業廃棄物の種類及び量は、表7-2-11.1に示すとおりである。

発生量のうち、金属くず（120 t）については、有価物（製鉄等原料）として売却し、それ以外の1,480 tが排出量となる。

排出する廃棄物の処理、処分方法については、当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」という）の対象工事となることから、「千葉県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」（平成14年5月、千葉県）（以下、「千葉県建設リサイクル法実施指針」という）に示されている基本的考え方を踏まえて、建設資材廃棄物の発生抑制、次に、建設資材の再使用、これらの措置後に発生した建設資材廃棄物の再生利用（マテリアルリサイクル）、それが適切でない場合には、燃焼またはその可能性のある建設資材廃棄物の熱回収（サーマルリサイクル）を行う。最後にこれらの措置が行われないものについては適正に処分するものとする。

(ア) 特定建設資材

特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）については、建設リサイクル法で分別解体や再資源化が義務付けられており、特定建設資材廃棄物については、分別排出を徹底し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託し、再資源化施設に搬出して処理を行う。

コンクリート塊（コンクリートが廃棄物になったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったもの）については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行い、再生クラッシャーラン、再生骨材等としての利用を促進する。建設発生木材（木材が廃棄物となったもの）については、チップ化し木質ボード、堆肥等、原材料として利用するとともに、熱を得ることに利用することを促進する。アスファルト・コンクリート塊（アスファルト・コンクリートが廃棄物となったもの）については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行い、再生加熱アスファルト混合物、再生骨材等としての利用を促進する。

(イ) 特定建設資材以外の建設資材

プラスチック製品、石膏ボードなど特定建設資材以外のものについても、廃棄物となった場合に再資源化が可能なものについては、できる限り分別解体等を実施し、再資源化を実施する。再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分場で処分すべき品目と、管理型処分場で処分すべき品目を分別して適正に処理する。

表7-2-11.1 建設工事に伴う廃棄物

単位：t

種類	発生量	有価物	排出量	再資源化	処分量	処理等の方法	
コンクリート塊	400	—	400	400	0	産業廃棄物処理業者に委託処理	建設リサイクル法の特定建設資材として再資源化
アスファルト・コンクリート塊	50	—	50	50	0		安定型最終処分場に埋立処分
ガラス及び陶磁器くず	80	—	80	0	80		
廃プラスチック類 ^{注)}	100	—	100	0	100	製鉄等原料として売却	再原料化
金属くず	120	120	0	0	0		産業廃棄物処理業者に委託処理
木くず	200	—	200	200	0	再資源化	
紙くず	100	—	100	100	0	管理型処分場に埋立処分	
石膏ボード ^{注)}	150	—	150	0	150	埋立処分等	
混合廃棄物	400	—	400	0	400		
合計	1,600	120	1,480	750	730	—	

注) 廃プラスチック類、石膏ボードについては、埋立処分としているが、可能な限り再資源化するものとする。

イ. 既存工場の解体廃棄物

既存工場の解体工事に伴う産業廃棄物の種類及び量は、表7-2-11.4に示すとおりである。このうち、金属くず(7,145 t)については、有価物(製鉄等原料)として売却し、それ以外の53,885 tが排出量となる。

排出する廃棄物の処理、処分方法については、当該工事が、新工場の建設工事と同様に建設リサイクル法の対象工事となることから、千葉県建設リサイクル法実施指針に示されている基本的考え方を踏まえて、「ア. 建設廃棄物」と同様に処理、処分するものとする。

表7-2-11.4 既存工場の解体工事に伴う廃棄物

単位：t

種類		発生量	有価物	排出量	再資源化	処分量	処理等の方法	
コンクリート塊		50,000	—	50,000	50,000	0	産業廃棄物処理業者に委託処理	建設リサイクル法の特定建設資材として再資源化
アスファルト・コンクリート塊		500	—	500	500	0		安定型最終処分場に埋立処分
ガラス及び陶磁器くず		560	—	560	0	560		
廃プラスチック類		15	—	15	0	15		
金属くず		7,145	7,145	0	0	0	製鉄等原料として売却	再原料化
木くず		50	—	50	50	0	産業廃棄物処理業者に委託処理	建設リサイクル法の特定建設資材として再資源化
紙くず		50	—	50	0	50		最終処分場に埋立処分
石膏ボード		10	—	10	0	10		管理型最終処分場に埋立処分
混合廃棄物		2,610	—	2,610	0	2,610		埋立処分等
特別管理産業廃棄物	汚泥	15	—	15	0	15	特別産業廃棄物処理業者に委託処理	管理型最終処分場に埋立処分
	廃アルカリ	10	—	10	0	10		
	廃酸	15	—	15	0	15		
	燃え殻	40	—	40	0	40		
	廃油	10	—	10	0	10		
合計		61,030	7,145	53,885	50,550	3,335	—	—

ウ．掘削工事等に伴う埋設廃棄物

埋設廃棄物の掘削工事にあたっては、飛散防止対策として、敷地境界周辺に防じんネットや仮囲い等を設置し、必要に応じて散水、シート掛け、覆土等を行う。埋設廃棄物は、フレキシブルコンテナバック等に詰め込み、保管中、風雨にさらされないように仮置きする。また、仮置きした際の地下浸透を防止するため、必要に応じて遮水シート等による養生を行うとともに、臭気が発生する場合には、中和剤やマスキング剤の散布等を行う。

掘削した埋設廃棄物は、場外へ搬出する。埋設廃棄物の処理、処分方法については、廃棄物処理法に基づき適正に処分する。

② 供用時（施設から発生する廃棄物）

供用時に施設から発生する廃棄物の種類及び量は、表7-2-11.3に示すとおりである。

供用時に施設から発生する廃棄物は、合計で23.7 t/日であり、このうち7.8 t/日を再資源化のう
え有効利用し、15.9 t/日を最終処分場に埋立処分とする計画である。

表7-2-11.3 施設から発生する廃棄物

単位：t/日

種 類	発生量	有効利用量	排出量	処理等の方法
焼却灰	13.9	5.0	8.9	一部は他所において再資源化のうえ有効利用 一部は最終処分場で埋立処分
焼却飛灰	9.2	2.2	7.0	一部は他所において再資源化のうえ有効利用 一部は最終処分場で埋立処分
焼却鉄	0.6	0.6	0.0	製鉄等原料として有効利用
合 計	23.7	7.8	15.9	—

2. 環境保全措置

本事業では、工事の実施による廃棄物及び廃棄物焼却等施設稼働による廃棄物の影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。

(1) 施工時

- ・ 廃棄物の排出量を抑制するため、廃棄物の分別排出を徹底し、金属くずについては有効利用する。
- ・ 特定建設資材廃棄物については、種類ごとの分別排出を徹底し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託し、再資源化施設に搬出して処理を行う。
- ・ 特定建設資材以外の廃棄物についても、再資源化が可能なものについては、できる限り分別解体等を実施して再資源化を行う。
- ・ 再資源化等が困難な廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分場で処分すべき品目及び管理型処分場で処分すべき品目を分別して適正に処理する。
- ・ 埋設廃棄物は、ポリエチレン内袋付きフレキシブルコンテナバック等で保管し、風雨等により飛散することがないように仮置きする。また、仮置きした際の地下浸透を防止するため、必要に応じて遮水シート等による養生を行う。

(2) 供用時

- ・ 焼却灰及び焼却飛灰は、他所において再資源化のうえ有効利用する。
- ・ 焼却鉄は、製鉄等原料として有効利用する。

3. 評価

(1) 評価の手法

環境保全措置の実施方法等について検討した結果、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る廃棄物の排出量及び最終処分量ができる限り抑制されているかについて評価した。

(2) 評価の結果

① 施工時

施工時の廃棄物については、

- ・ 廃棄物の分別排出を徹底し、金属くずについては有効利用すること
- ・ 特定建設資材廃棄物については、種類ごとの分別排出を徹底し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により産業廃棄物の収集運搬業や処分量の許可を受けた業者に委託し、再資源化施設に搬出して処理を行うこと
- ・ 特定建設資材以外の廃棄物についても、再資源化が可能なものについては、できる限り分別解体等を実施して再資源化を行うこと
- ・ 再資源化等が困難な廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分場で処分すべき品目及び管理型処分場で処分すべき品目を分別して適正に処理すること
- ・ 埋設廃棄物は、風雨等により飛散することがないようにポリエチレン内袋付きフレキシブルコンテナバック等で保管し、また、地下浸透を防止するため、必要に応じて遮水シート等による養生を行うこと

などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で建設工事に伴う廃棄物の最終処分量ができる限り抑制されているものと評価する。

② 供用時

供用時の廃棄物については、

- ・ 焼却灰及び焼却飛灰は、他所において再資源化のうえ有効利用すること
- ・ 焼却鉄は、製鉄等原料として有効利用すること

などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で施設から発生する廃棄物の最終処分量ができる限り抑制されているものと評価する。

環境保全措置の記載について

環境保全措置について、“計画段階で配慮し、調査及び予測に反映されている環境保全措置”、“調査及び予測の結果を受けてその対策として講じる環境保全措置”、“調査及び予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置”に区分のうえ提示します。

具体的な修正案について、例として「第7章大気質 7-2-1-2 工事用車両による沿道大気質」の部分を以下に示します。

3. 環境保全措置 (修正案)

本事業では、工事用車両による沿道大気質の影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。

【計画段階で配慮し、調査及び予測に反映されている環境保全措置】

- ・工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。

【調査及び予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】

- ・工事用車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。
- ・工事用車両は、可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用する。
- ・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。
- ・工事用車両の整備、点検を徹底する。
- ・通勤車両台数を減らすために、工事業者に対して工事作業用通勤車両の相乗りを励行する。

評価の記載について

評価について、「(2) 評価の結果」の①及び②のタイトル並びに「①環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法による評価」の記載を修正します。

具体的な修正案について、例として「第7章大気質 7-2-1-2 工事用車両による沿道大気質」の部分を以下に示します。

4. 評価 (修正案)

(1) 評価の手法

[変更無し]

(2) 評価の結果

① 環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法による評価の結果

工事の実施にあたっては、

- ・工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行うこと

などの環境保全措置を確実に実施することにより、工事用車両による付加濃度（年平均値）は、二酸化窒素が0.000019～0.000041ppm（付加率：0.08～0.17%）、浮遊粒子状物質が0.000004～0.000009mg/m³（付加率：0.02～0.04%）と予測され、調査及び予測の結果に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のため、

- ・工事用車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努めること
- ・工事用車両は、可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用すること
- ・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底すること
- ・工事用車両の整備、点検を徹底すること
- ・工事業者に対して工事作業者通勤車両の相乗りを励行すること

などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。

② 環境基準等と予測結果とを比較し検討する手法による評価の結果

工事用車両による沿道大気質濃度の予測結果の最大値は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.043ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.057mg/m³であり、二酸化窒素について千葉県環境目標値を超過するものの本事業による付加率は0.08～0.17%と小さく、いずれの項目も環境基準を満足していることから、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。